

新旧対照表

改正後	現行
<p>第5条 本会に次の役員を置く。</p> <p>(1) 会 長 1名 (2) 副会長 若干名 (3) 理 事 若干名 (4) 理事長 1名 (5) 監 事 2名 (6) 事務局長 1名</p> <p>2 役員は、総会において選出する。</p> <p>3 <u>理事長は、理事または事務局長のうちから互選する。</u></p> <p>4 <u>事務局長は、理事または事務局のうちから互選する。</u></p>	<p>第5条 本会に次の役員を置く。</p> <p>(1) 会 長 1名 (2) 副会長 若干名 (3) 理 事 若干名 (4) 理事長 1名 (5) 監 事 2名 (6) 事務局長 1名</p> <p>2 役員は、総会において選出する。</p> <p>3 <u>理事長および事務局長は、理事のうちから互選する。</u></p>
<p>第14条 本会の経費は、会費（入会金を含む）、寄付金およびその他を以って充てる。</p> <p>2 入会金 2,000円、個人年会費 6,000円とする。</p> <p>3 <u>学生の個人年会費は3,000円とする。学生とは大学生および専門学校に通学するものを言う。学生は学生証等の身分を証明するものの写しを会費納入時に提示すること。</u></p>	<p>第14条 本会の経費は、会費（入会金を含む）、寄付金およびその他を以って充てる。</p> <p>2 入会金 2,000円、個人年会費 6,000円とする。</p>